



第五回

国と地方の協議の場をつくる

Yoshio Matsumoto

松本克夫

ジャーナリスト

ようやく衆院総選挙の日程が決まりましたが、全国知事会は分権改革を前進させる好機ととらえ、政党に積極的に働きかけることにしました。各党のマニフェスト(政権公約)を地方分権の観点から評価し、採点するというものです。

本来、分権改革は、政権の座に就いた政党が選挙で掲げたマニフェストに従って実施すべきものです。マニフェストがいい加減なものなら、各省などの抵抗を抑えられるはずがありません。まず政党に改革を前進させるマニフェスト作成を求めるというのは、正攻法と言えるでしょう。

対等・協力を保障する仕組みを

全国知事会の採点項目は八つですが、このうち「国と地方の協議の場の法制化」だけが三十点という高い配点になっています。どうして税源移譲などの分権改革の中身以上に、「協議の場」が重視されるのでしょうか。それは、対等な「協議の場」がない限り、いくら地方側が国に対して意見や要望を提出しても、なしのつぶてに終わってしまう恐れがあるからです。

小泉内閣当時の税財源を巡るいわゆる三位一体改革では、何度か地方六団体の代表と関係僚僚との協議が行われました。しかし、最終的には、地方側がまとめた補助負担金廃止・縮減案はほとんど無視されてしまいました。決定権は

中央政府が握っている協議だからです。同じ土俵に上がっても、相手側が行司も兼ねているので、対等の勝負にはならないようなものです。

第一次分権改革で、国と地方は対等・協力の関係になったはずですが、実質的にその関係を保障する仕組みができていません。国の関与に問題があれば、国地方係争処理委員会に訴えることができます。しかし、制度改革や予算、法案などを対等に協議する場はありません。

地方側は二年前に国に提出した意見書で、「地方行政財政会議(仮称)」の法定化を訴えました。これは関係閣僚、国会議員代表、地方六団体代表、民間有識者らで構成する協議機関で、国は協議の結果を尊重しなければなりません。今回は各党にこの提案に対する回答を迫ったこととなります。

フランスなどに先例

国と地方の協議の場は、欧米にいい実例があります。フランスには、国会、州、県、コミューン(市町村)、自治体連合、関係各省のそれぞれを代表する委員で構成する地方財政委員会があります。ここでは、日本の地方交付税に似た経常費総合交付金の配分方法を決めているほか、政府が提出する地方財政に関する法律案について諮問を受けて、審議しています。官僚も加

わっています。政治家主導で運営しています。

もっとも、フランスの国会は、上院が地方代表で構成されています。上院議員を選ぶのは下院議員と地方議員ですが、数では地方議員が圧倒的です。上院を通過した法案などはすべて地方代表の同意を得た形になります。その上で、特に財政については、地方財政委員会という特別の協議の場を設けているわけです。

アメリカには、政府間関係助言委員会があります。これは連邦議会、州、郡(カウnty)、市などの代表で構成し、独自の事務局も持っています。連邦政府から地方への補助金問題を始め、連邦—州—地方の各政府間に生じる問題について、独立した立場から提言しています。

日本でも、こうした土俵が整ってこそ、本格的な自身の議論に入れるというものです。

全国知事会による各党の地方分権政策の検証項目

国家像の明示と、分権・自治体の位置づけ	
分権改革の具体策	分権委員会の勧告に沿った義務付け・枠付けの廃止、権限移譲の推進
	国と地方の税源配分5:5の実現、地方消費税の充実
	国庫補助負担金の総件数半減
	地方交付税の復元・増額、共有財源の明確化
	直轄事業負担金の抜本的改革
	国の出先機関の廃止・縮小
	国と地方の協議の場の法制化